

○我孫子市低入札価格調査実施要綱

平成21年5月29日

訓令第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市財務規則(昭和62年規則第9号。以下「規則」という。)第132条の2に規定する低入札価格調査の実施及び当該低入札価格調査を実施した場合の落札者の決定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 低入札価格調査 一般競争入札又は指名競争入札を実施した場合にあっては最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格に、総合評価一般競争入札を実施した場合にあっては最高評価値者がした申込みに係る価格について、それぞれその価格によっては、その者による当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために行う調査をいう。

(2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。

(3) 第1順位者 一般競争入札又は指名競争入札にあっては予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいい、総合評価一般競争入札にあっては最高評価値者をいう。

(4) 次順位者 一般競争入札又は指名競争入札にあっては予定価格の制限の範囲内で第1順位者の次に低い価格をもって入札した者をいい、総合評価一般競争入札にあっては最高評価値者の次に高い評価値の者をいう。

(5) 調査対象者 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいう。

(6) 技術者 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者をいう。

(7) 配置技術者 本市が発注する建設工事の工事現場の技術者をいう。

(低入札価格調査の対象)

第3条 低入札価格調査の対象は、工事又は製造の請負に係る契約で、次に掲げるものとする。

(1) 総合評価一般競争入札によるもの

(2) 一般競争入札又は指名競争入札のいずれかの方法により行うものであって、市長が必要と認めるもの

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、予定価格(規則第126条第1項の規定により決定した予定価格をいう。以下同じ。)の算出の基礎となった次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該合計額が、入札書比較価格(予定価格に110分の100を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に、100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 工事又は製造の性質上前項の規定により難いと認めるものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とすることができる。

(失格基準価格)

第4条の2 低入札価格調査を実施する場合には、調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、調査を行うことなく当該入札を失格とする基準となる価格(以下「失格基準価格」

という。)を定めるものとする。

2 失格基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、契約の性質上失格基準価格を定めることが適当でないと市長が認めるときは、これを定めないことができる。

(予定価格書への調査基準価格等の記載)

第5条 発注主管課長は、契約事務の適正な執行を確保するため、規則第127条第1項に規定する予定価格書に、調査基準価格(失格基準価格を定めた場合にあっては、調査基準価格及び失格基準価格)を記載しなければならない。

(入札参加者への周知)

第6条 契約主管課長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、次に掲げる事項を当該工事又は製造の請負に係る入札公告及び説明書面へ記載するとともに、入札執行に際しては当該事項を説明し、低入札価格調査制度について周知するものとする。

(1) 当該工事又は製造の請負に係る入札が低入札価格調査制度の対象であること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札者の決定を保留して入札を終了すること。この場合において、その結果は、後日通知することとなること。

(3) 調査対象者は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査対象者は、低入札価格調査において、事情聴取に協力すること。この

場合において、事情聴取に協力しないときは、当該入札を無効とすること。

(5) 調査対象者は、開札をした日の翌日から起算して3日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）は算入しない。）以内に、発注主管課長から指定された書類を提出しなければならないこと及び当該書類を提出期限までに提出しない場合は入札を無効とすること。

(6) 失格基準価格の設定の有無

(7) 失格基準価格を下回った入札は、失格となること。

(8) 低入札価格調査を実施した場合は、契約に当たり、第13条の規定により付した条件に従うこと。

（入札の執行）

第7条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定について保留する旨を宣言し、かつ、当該入札に係る落札者については、後日決定する旨を告げて入札を終了しなければならない。

2 調査対象者のうち、失格基準価格を下回る価格をもって入札した者は、失格とする。

（調査の実施）

第8条 発注主管課長は、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、直ちに、調査対象者に対し別表第1に掲げる様式その他市長が低入札価格の調査のために必要と認める書類（以下「低入札価格調査報告書等」という。）又は低入札価格調査辞退届（様式第1号）の提出を求めるものとする。

2 低入札価格調査報告書等の提出期限は、開札をした日の翌日から起算して3日（休日は算入しない。）以内とする。

3 発注主管課長は、低入札価格調査報告書等が提出された後における当該低入札価格調査報告書等の書類の一部又は全部の差替え及び提出期限後における書類の追加は認めないものとする。ただし、低入札価格調査報告書等又は事情聴取の内容により、発注主管課長が必要があると認めた場合に限り、提出期限

後における書類の追加を認めるものとする。

- 4 発注主管課長は、低入札価格調査報告書等の提出があったときは、内容を確認し、必要に応じて調査対象者から聴取の上、低入札価格調査表（様式第2号）を作成しなければならない。ただし、第1順位者以外の調査対象者については、第1順位者の入札が失格又は無効となった場合に聴取の実施及び低入札価格調査表の作成を行うものとする。
- 5 発注主管課長は、第2項に定める期限までに低入札価格調査報告書等を提出しない者がいる場合は当該者の調査を中止し、又は、当該者に対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。調査対象者が、低入札価格調査辞退届を提出した場合も同様とする。
- 6 発注主管課長は、第4項の規定により低入札価格調査表を作成したときは、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査表の提出について（様式第3号）に当該低入札価格調査表を添付の上、我孫子市低入札価格調査会に提出し、審査を求めなければならない。

（我孫子市低入札価格調査会の審査）

第9条 我孫子市低入札価格調査会は、前条第6項の規定により審査の求めがあったときは、速やかにその内容を審査しなければならない。

- 2 我孫子市低入札価格調査会は、低入札価格調査表について、別表第2に定める基準に従い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの審査を行うものとする。
- 3 我孫子市低入札価格調査会は、審査結果を低入札価格調査会での審査結果について（様式第4号）により、発注主管課長へ通知する。

（審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の措置）

第10条 契約主管課長は、我孫子市低入札価格調査会が前条の審査の結果、第1順位者を落札者と決定することが適当と認めたときは、その結果を直ちに当該第1順位者にあつては落札者決定通知書（様式第5号）により、第1順位者以外の入札者にあつては入札結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、電子入札を執行した場合には、電子入札システムにより通知する

ものとする。

(審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第11条 契約主管課長は、調査会が第9条の審査の結果、当該第1順位者を落札者と決定することが不適当と認めるときは、その結果を直ちに当該第1順位者に対し審査結果通知書(様式第7号)により通知するとともに、次順位者を落札者と決定するものとする。

2 契約主管課長は、前項の規定により第1順位者を落札者としなない決定をした場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っていたときは、前項の規定にかかわらず、当該次順位者について、第8条からこの条までの規定に定めるところにより調査を実施し、必要な措置を講ずるものとする。

3 契約主管課長は、前2項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、当該落札者にあつては落札者決定通知書により、当該落札者以外の入札者にあつては入札結果通知書により通知するものとする。ただし、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより通知するものとする。

(第1順位者以外の入札者の入札価格が予定価格の制限に達していない場合の措置)

第12条 契約主管課長は、前条第1項の規定により第1順位者を落札者としなない決定をした場合において、第1順位者以外の入札者の入札価格が予定価格の制限に達していないときは、当該低入札価格調査に係る入札は、不調とする。

2 契約主管課長は、前項の規定により当該低入札価格調査に係る入札を不調としたときは、当該入札参加者に対し入札結果通知書(不調)(様式第8号)により通知するものとする。ただし、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより通知するものとする。

(調査対象者の契約の条件)

第13条 市長は、低入札価格調査を受けた調査対象者と契約を締結しようとする場合は、当該調査対象者に対し、次に掲げる事項を契約の条件として付すものとする。

- (1) 調査対象者が当該入札の公告日の属する年度の前々年度の初日から当該入札の開札日までの間に完成した本市が発注した建設工事に関し70点未満の工事成績評定を受けている場合は、当該公告で定める要件と同一の要件(工事経歴に関する要件を除く。)を満たす技術者(以下「補助技術者」という。)を配置技術者と別に配置しなければならない。ただし、当該調査対象者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員にのみ補助技術者の配置を求めるものとする。
- (2) 配置技術者は、専任で配置されなければならない。前号の規定により補助技術者を配置する場合も、同様とする。
- (3) 配置技術者は、現場代理人と兼務することはできない。第1号の規定により補助技術者を配置する場合も、同様とする。
- (4) 種類又は品質に関して契約の内容に適合しない工事目的物の引渡しを受けた場合におけるその不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除が可能な期間(次号において「契約不適合責任期間」という。)は、引渡しを受けた日から4年とする。
- (5) 契約不適合責任期間中、市長が別に定めるところにより、受注者である調査対象者において年1回、現場調査を行い、発注者に報告するものとする。

(我孫子市低入札価格調査会の設置)

第14条 低入札価格調査制度を公平に、かつ、的確に実施し、入札価格の適正化を図るため我孫子市低入札価格調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

(任務)

第15条 調査会の任務は、工事又は製造の請負の入札に係るもので当該入札に係る落札価格が調査基準価格を下回ったものについて、その価格による契約の履行が適正になされるか否かについて、調査審議し、その結果を市長に報告するとともに、発注主管課長に通知することとする。

(組織)

第16条 調査会は、次に掲げる職にある者及び市長が指名する契約主管課長相当職又は契約主管課長補佐相当職にある者(以下「委員」という。)をもって構

成する。

財政部長 資産管理課長 道路課長 下水道課長 治水課長 建築住宅課長 公園緑地課長

2 調査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長には財政部長を、副委員長には資産管理課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を取りまとめ、調査会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 調査会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 調査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第18条 調査会の庶務は、資産管理課契約係において処理する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか調査会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第14号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月9日訓令第19号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年6月29日訓令第17号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年4月17日訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則(平成29年5月17日訓令第15号)

この訓令は、公示の日から施行し、第1条の規定による改正後の我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会設置要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市景観形成推進委員会設置要綱の規定、第3条の規定による改正後の我孫子市有償刊行物取扱要綱の規定、第4条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定、第5条の規定による改正後の大規模小売店舗立地審査連絡会議設置要綱の規定、第6条の規定による改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定、第7条の規定による改正後の我孫子市放射能対策会議設置要綱の規定、第8条の規定による改正後の我孫子市文化施設整備庁内検討委員会設置要綱の規定、第9条の規定による改正後の我孫子市新廃棄物処理施設整備運営方式等検討委員会設置要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年9月14日訓令第20号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年12月27日訓令第25号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(令和元年9月27日訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日訓令第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日訓令第8号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月31日訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月18日訓令第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日訓令第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月21日訓令第20号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の次に掲げる訓令の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

(1)から(5)まで 略

(6) 我孫子市低入札価格調査実施要綱

別表第1(第8条関係)

様式番号	様式名
9	低入札価格調査報告書
10	当該価格により入札した理由
11	積算内訳書
12	共通仮設費(率計上分)内訳書
13	現場管理費内訳書
14	一般管理費等内訳書
15	下請予定業者等一覧表
16	配置予定技術者名簿
17	手持ち工事の状況
18	本工事の施工場所と入札者の事務所、倉庫等との関係
19	資材(機器)購入予定先一覧
20	手持ち資材の状況
21	手持ち機械の状況
22	機械リース元一覧
23	労務者の確保計画
24	工種別労務者配置計画
25	建設副産物の搬出地
26	建設副産物の搬出及び資材(機器)等の搬入に関する運搬計画書
27	施工体制台帳

28	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
29	財務状況

備考 発注主管課長により指定のあった様式のみ提出するものとする。

別表第2（第9条関係）

価格以外の失格判定基準

項目	内容
1 設計仕様等に適合しない場合	1 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満たしていない場合 2 材料及び製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質及び規格を満たしていない場合
2 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 下請見積額を下回る積算額が計上されている場合 4 下請見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 5 資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 7 下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載額がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
3 建設副産物の処理が適正でない場合	1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地及び処理体制等が設計仕様書等

	に合致していない場合
4 法令違反や 契約上の基 本事項違反 等であると認 められる場合	1 監理技術者等が重複専任になる場合 2 法令等に違反する場合
5 上記のほか、 適正な工事の 履行がなされ ないと認めら れる場合	1 入札日から過去1年以内において賃金不払等で送検（労働 基準監督署から検察庁へ書類送検）を受けている場合（ただ し、不起訴となった場合は除く。） 2 その他市長が認めた場合

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

我孫子市長 へ

住 所

商号又は名称

代表者肩書氏名 印

※押印を省略する場合は、本件責任者氏名等を追記すること。

低入札価格調査辞退届

入札案件名 _____

上記の入札案件について、調査基準価格を下回ることを承知の上で入札を行いましたが、次の理由により、低入札価格調査を辞退することを届け出ます。この結果、低入札価格調査が中止となり、入札が無効と取り扱われることについても、特に異存はありません。

低入札価格調査を辞退する理由

- 1 低入札価格調査報告書について、所定の要件を満たす報告書の作成が困難であることが明らかになったため
- 2 入札後に発生した事情により、入札条件・契約条件を満たすことができないことが明らかになったため
- 3 その他
(理由 _____)

注 意

- 1 提出しない理由の内容により、不利益な取扱いを受けることはありません。
 - 2 提出しない理由のうち、該当する番号に○を付けてください。
 - 3 提出しない理由が3に該当する場合は、その理由を()内に簡潔に記入してください。
- ※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者氏名：
担当者氏名：
連絡先：

2 低入札価格調査内容

(1) 当該価格で入札した理由

--

(2) 設計仕様等の適合について

①	設計図書及び仕様書等に計上した設計数量、工法及び施工条件を満たしているか	
②	材料及び製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質及び規格を満たしているか	

(3) 積算内訳書算出根拠について

①	算出根拠が明確か	
②	金額が一括計上されていないか	
③	下請見積額を下回る積算額が計上されていないか	
④	下請見積書等の工事内容(規模、工法、数量等)は明確か	

⑤	資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されていないか	
⑥	監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されているか	
⑦	下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられているか又は不当に低額に設定されていないか	

（４）建設副産物の処理について

①	建設副産物について適正な処理費用が計上されているか	
②	建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致しているか	

（５）法令違反及び契約上の基本事項違反等について

①	監理技術者等が重複専任でないか	
②	法令等に違反しないか	

(6) その他の事項

<p>入札日から過去1年以内において賃金不払等で送検（労働基準監督署から検察庁へ書類送検）を受けているか（ただし、不起訴となった場合は除く。）</p>	
---	--

※ その他の事項については、必要に応じて適宜項目を追加すること。

様式第3号(第8条関係)

第 号
令和 年 月 日

我孫子市低入札価格調査会委員長あて

発注主管課長

低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査表の提出について

令和 年 月 日に入札を執行した次の契約について、別紙のとおり低入札価格調査会の審査を求めます。

1 発注番号

2 件 名

3 履行場所

4 調査対象者

様式第4号(第9条関係)

第 号
令和 年 月 日

発注主管課長 へ

我孫子市低入札価格調査会
委員長

低入札価格調査会での審査結果について

令和 年 月 日付け 第 号により審査を求められた次の契約に係る低入札価格調査会での審査結果は、別紙のとおりです。

1 発注番号

2 件 名

3 調査対象者名

様式第5号(第10条、第11条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長 印

落札者決定通知書

令和 年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札の決定を保留していた次の契約について、調査の結果
令和 年 月 日付で貴社に落札決定したので、通知します。

1 発注番号

2 件名

3 履行場所

様式第6号(第10条、第11条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長 印

入札結果通知書

令和 年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札の決定を保留していた契約について、調査の結果、次のとおり決定したので通知します。

1 発注番号

2 件名

3 履行場所

4 落札者名

5 落札金額

6 落札決定日

様式第7号(第11条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長 印

審 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札者の決定を保留していた次の契約について、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、貴社を落札者に決定しないこととなったので、通知します。

1 発注番号

2 件 名

様式第8号(第12条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長

印

入札結果通知書(不調)

令和 年 月 日に入札を執行し開札の結果、落札の決定を保留していた次の契約について、調査の結果、()を落札者としなことを決定しました。他の入札者で予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がなかったため、本入札を不調とします。

1 発注番号

2 件 名

我孫子市長 あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名

低入札価格調査報告書

当社が、年 月 日に入札した「 」に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、次のとおり報告します。

なお、当該資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

様式名	様式番号	提出の有無
当該価格により入札した理由	10	
積算内訳書	11	
共通仮設費(率計上分)内訳書	12	
現場管理費内訳書	13	
一般管理費等内訳書	14	
下請予定業者等一覧表	15	
配置予定技術者名簿	16	
手持ち工事の状況	17	
本工事の施行場所と入札者の事務所、倉庫等との関係	18	
資材(機器)購入予定先一覧	19	
手持ち資材の状況	20	
手持ち機械の状況	21	
機械リース元一覧	22	
労務者の確保計画	23	
工種別労務者配置計画	24	
建設副産物の搬出地	25	
建設副産物の搬出及び資材(機器)等の搬入に関する運搬計画書	26	
施工体制台帳	27	
過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	28	
財務状況	29	

様式第 10 号 (第 8 条関係)

当該価格により入札した理由

入札日	令和 年 月 日
件名	
工事箇所	我孫子市
入札額(税抜)	円
入札理由	

様式第11号(第8条関係)

積算内訳書

件名					
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接工事費					
共通仮設費					
共通仮設費(率計上分)					
共通仮設費(積上分)					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等					
法定福利費					
工事価格					
消費税及び地方消費税					
工事価格計					

※ 市が別途示した設計書全ての内容を記載すること。

様式第 12 号 (第8条関係)

共通仮設費 (率計上分) 内訳書

科目	項目	金額	算定根拠及び 経費の節減が可能となる理由
営繕費	1 現場事務所の設置、補修、維持及び撤去に要する費用		
	2 労働者宿舍の設置、補修、維持及び撤去に要する費用		
	3 倉庫及び材料保管場の設置、補修、維持及び撤去に要する費用		
	4 上記1から3までに係る土地及び建物の借上げに要する費用		
	5 労働者の輸送に要する費用		
技術管理費	1 品質管理のための試験等に要する費用		
	2 出来形管理のための測量、図面作成及び写真管理に要する費用		
	3 工程管理のための資料の作成等に要する費用		
	4 完成図の作成に要する費用		
	5 建設材料の品質記録保存に要する費用		
	6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用		
	7 施工管理で使用するOA機器の費用		
	8 しゅん工図書における縮小製本、マイラー原図、マイクロフィルム、MOディスク等の作成に要する費用		
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用		
	2 不稼働日の保安要員等の費用		
	3 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去及び補修に要する費用並びに使用期間中の損料		
	4 安全用品等の費用		
	5 安全委員会等に要する費用		
運搬費	1 建設機械及び器材等(型枠材、支保材、足場材等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用		
	2 建設機械の自走による運搬(トラッククレーン油圧式等)に要する費用		
準備費	1 準備及び後片付けに要する費用		
	2 調査、測量、丁張等に要する費用		
	3 準備作業に伴う、伐開、除根及び除草による現場内集積及び積み込み並びに整地、段切り、すりつけ等に要する費用		
共通仮設費 (率計上分)			

現場管理費内訳書

科目	項目	金額	算定根拠及び 経費の節減が可能となる理由
労務管理費	現場労働者に係る次の費用		
	1 募集及び解散に要する費用		
	2 慰安、娯楽及び厚生に要する費用		
	3 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具		
	4 賃金以外の食事、通勤等に要する費用		
	5 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用		
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用		
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課		
保険料	自動車保険、工事保険、組立保険、火災保険その他の損害保険の保険料		
従業員の給料及び手当	現場従業員(純工事費に含まれる世話役、運転者等を除く。)の給料及び諸手当(通勤手当等)		_____円/月×__月
	理由		
従業員の賞与	現場従業員(純工事費に含まれる世話役、運転者等を除く。)の賞与(賞与引当金を含む。)		_____円/月×__月
退職金	現場従業員に係る退職金(退職引当金を含む。)		
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する次の費用		
	1 労災保険料		
	2 雇用保険料		
	3 健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額		
	4 建退共制度に基づく事業主負担額		
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生文化活動に要する費用		
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費		
通信交通費	通信費、交通費及び旅費		
交際費	現場への来客等の対応に要する費用		
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費		
外注経費	専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費		
工事登録費用	工事实績等の登録に係る費用		
雑費	現場管理費に含まれるものであって、上記費用に含まれない費用の合計額		
現場管理費 合計			

一般管理費等内訳書

一般管理費内訳書

科目	項目	金額	算定根拠及び 経費の節減が可能となる理由
役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬		
従業員給料 手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金を含む。)		
退職金	役員及び従業員に対する退職金(退職引当金を含む。)		
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額		
福利費厚生費	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞金等福利厚生、文化活動等に要する費用		
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等		
事務用品費	事務用消耗品、備品、新聞、参考図書等の購入費		
通信交通費	通信費、交通費及び旅費		
動力、用水、 光熱費	電力、水道、ガス等の費用		
調査研究費	技術研究開発等の費用		
広告宣伝費	広告及び宣伝に要する費用		
交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用		
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料		
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却費		
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課		
保険料	火災保険その他の損害保険料		
契約保証費	契約の保証に必要な費用		
雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、協会活動等諸団体会費等の費用		
小計			

付加利益等内訳書

科目	項目	金額	算定根拠
営業外費用	支払利息割引料、為替差損、その他の営業外費用		
税金	法人税、法人住民税、法人事業税等		
配当	株主への配当金		
役員賞与	役員への賞与及び退職金(退職引当金を含む。)		
利益準備金	本工事における利益の額(下欄に利益額の考え方を記載)		
小計			
一般管理費等 合計			

下請予定業者等一覧表

件名			
工期	契約締結日の翌日から	年 月 日 まで	請負金額合計(税抜) 円

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税抜)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税抜)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
納期	自	年 月 日
	至	年 月 日

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

労務	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
納期	自	年 月 日
	至	年 月 日

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

交通誘導員	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

交通誘導員	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
工期	自	年 月 日
	至	年 月 日

※ 建設業法第20条の規定による見積り等を添付すること。

様式第17号(第8条関係)

手持ち工事の状況

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考 (元請、下請の別等)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

※ 契約書等の写しを添付すること。

様式第 18 号 (第8条関係)

本工事の施工場所と入札者の事務所、倉庫等との関係

件名	
工事箇所	

事務所の所	
倉庫等の所	

- ※ 工事箇所と事務所、倉庫等との位置関係を明らかにした地図を添付すること。
- ※ 本様式に記載した事務所、倉庫等の存在及び権限を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付すること。

経費削減効	
-------	--

- ※ 経費削減可能額及びその計数的根拠を記載すること。

様式第19号(第8条関係)

資材(機器)購入予定先一覧

番号	工種 種別	機械名称	数量	購入 予定額 (単価)	購入業者	入札者との 関係 (取引年数)
		規格・仕様	単位		所在地	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 見積書、契約書等の写し及び購入予定業者との関係を証明する規約、登録書等を添付すること。

手持ち資材の状況

番号	品名	単位	在庫数量	本工事での使用予定量	購入業者	入札者との関係 (取引年数)
	規格	単価 (原価)			所在地	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 保有を証明する帳簿の写し及び写真を添付すること。

※ 調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付すること。

様式第 21 号 (第 8 条関係)

手持ち機械の状況

番号	工種 種別	機械名称	能力	数量 単位	単価 (原価)	専属的な 使用日数
		規格・仕様(メーカー名)				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

様式第22号(第8条関係)

機械リース元一覧

番号	工種 種別	機械名称	能力	数量 単位	単価	リース元業者名	入札者 との関係 (取引年数)
		規格・仕様				所在地	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

様式第23号(第8条関係)

労務者の確保計画

番号	工種	職種	労務単価 (円)	員数 (人)	雇用区分 (自社・下請)	下請の場合	
						名称	取引年数
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※ 自社労務者の場合、自社社員であることを証明する書面及び過去3か月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定による賃金台帳の写し等を添付

様式第24号(第8条関係)

工種別労務者配置計画

番号	工種	種別	配置予定人数										計	
			世話役	普通作業員	特殊作業員	配管工	電工	運転手(一般)						
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

※ 国土交通省「公共工事設計労務単価」の51職種に基づき記載すること。ただし、発注者の提示した設計内容と異なる場合は、当該設計内容に従うものとする。

様式第27号(第8条関係)

施工体制台帳

年 月 日

会社名 _____

事業所名

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可年月日
	工事業	大臣 特定 第 号	年 月 日
		知事 一般 第 号	年 月 日
工事業	大臣 特定 第 号	年 月 日	
	知事 一般 第 号	年 月 日	

工事名称 及び工事内容			
発注者名 及び住所			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督 (職)員名		権限及び意見 申出方法	
-----------------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理(主任) 技術者名	専 任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
	資格内容	資格内容	
	担当工事 内 容	担当工事 内 容	

様式第28号(第8条関係)

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

1 我孫子市発注分

番号	担当部署 (部・課名)	工事名称	工期	予定 価格 (税抜)	落札 価格 (税抜)	低入札 価格調 査該当	工事 成績 評定点
		工事概要					
1	部		自			有・無	
	課		至				
2	部		自			有・無	
	課		至				
3	部		自			有・無	
	課		至				
4	部		自			有・無	
	課		至				
5	部		自			有・無	
	課		至				

2 他機関発注分(我孫子市以外の地方自治体、国、独立行政法人等)

番号	発注 機関名	工事名称	工期	予定 価格 (税抜)	落札 価格 (税抜)	低入札 価格調 査該当	工事 成績 評定点
		工事概要					
1			自			有・無	
			至				
2			自			有・無	
			至				
3			自			有・無	
			至				
4			自			有・無	
			至				
5			自			有・無	
			至				

様式第 29 号 (第8条関係)

財務状況

直近決算年度	自	年 月 日	至	年 月 日
--------	---	-------	---	-------

総売上高(円)		官民比率	官公庁	民間
うち官公庁関係(円)				
うち民間関係(円)			%	%

売上原価(円)		官民比率	官公庁	民間
うち官公庁関係(円)				
うち民間関係(円)			%	%

売上総利益(円)		官民比率	官公庁	民間
うち官公庁関係(円)				
うち民間関係(円)			%	%

本年度	自	年 月 日	至	年 月 日
-----	---	-------	---	-------

総売上高(円) (見込・推計)		官民比率	官公庁	民間
うち官公庁関係(円)				
うち民間関係(円)			%	%

売上原価(円) (見込・推計)		官民比率	官公庁	民間
うち官公庁関係(円)				
うち民間関係(円)			%	%

売上総利益(円) (見込・推計)		官民比率	官公庁	民間
うち官公庁関係(円)				
うち民間関係(円)			%	%

※ 提出時に直近3か年分の次の書類を添付してください。

- 1 損益計算書
- 2 貸借対照表
- 3 事業報告
- 4 株主資本等変動計算書